

歳出(目的別)

議会費	議会の活動に要する経費です。
総務費	人事、企画、財政、徴税、戸籍、統計及び交通安全など、市の総括的な事務事業に使うお金です。他部門に分類されない事業に要する経費も含まれます。
民生費	障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、福祉医療、国民年金などの事業に要する経費です。国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計への繰出金も含まれます。
衛生費	母子・老人保健、廃棄物処理、公害対策などの事業に要する経費です。水道事業会計、病院事業会計への支出も含まれます。
労働費	労働者福祉の事業に要する経費です。
農林水産業費	農業、林業、水産業振興の事業に要する経費です。農業委員会の活動に要する経費も含まれます。
商工費	商工業振興、観光振興などの事業に要する経費です。
土木費	道路、河川や市営住宅などの事業に要する経費です。下水道事業会計への支出も含まれます。
都市計画費	公園や区画整理などの事業に要する経費です。
消防費	火災、救急、風水害、地震などの事業に要する経費です。消防団活動に要する経費も含まれます。
教育費	学校教育、生涯学習、スポーツ振興などの事業に要する経費です。
災害復旧費	大雨、暴風、地震などの災害により生じた被害の復旧に要する経費です。
公債費	市債（市の借金）を返済する元利償還金と一時的な借入れをした場合の支払利息のことをいいます。
諸支出金	行政目的を有しない経費のみを計上する科目です。
予備費	緊急を要する場合などに、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費です。ただし、議会が否決した用途に充てることは禁止されています。